

第4章 建物の防犯対策

4 - 1 受付

- (1) 外部からの来訪者を確認し、不審者を識別できるようにするため、運営体制を考慮した上で、来訪者の使用する門に隣接した場所や建物の出入口付近等の分かりやすい位置に、来訪者対応用の受付を設置することが重要である。
- (2) 受付では、外部からの来訪者が住所、名前、来訪目的等を記帳した上で、名札やりぼんを着用するなど、不審者を識別できるようにすることが重要である。なお、名札やりぼん等の適確な管理にも留意することが望ましい。
- (3) 受付は、職員室や事務室等に隣接した位置又はその一部や、開放部分の入口等に設置することが望ましい。
- (4) 学校の防犯対策については、保護者、地域住民、警備会社、警察等の協力の下に実施することが大切であり、これらの人々の学校内での控室を受付に隣接した位置に設置することも有効である。
- (5) 受付の周辺に、用件が曖昧な来訪者等を案内し一時待機させるためのスペースを設定しておくことも有効である。

(1) 来訪者の確認

学校には、児童生徒・教職員を始め、保護者や地域住民、教育委員会関係者、給食搬入業者等、様々な来訪者が常時出入りしている。いつ、誰が、何の目的で出入りしているのかを把握し、目的に応じた適切な出入管理を行うことが重要である。

(2) 位置・機能

受付の位置は、児童生徒や来訪者が入ってくる門やアプローチが見渡せ、来訪者にとってもわかりやすいことが重要である。

不特定な来訪者に対しては、受付を必ず通る動線計画とすることが重要である。

受付では、不審者を識別できるように名札等を貸与し、見易い位置に付けてもらうことも有効である。

来訪者には訪問者名簿への記入を促し、目的に応じた接客対応と同時に、必要に応じ学内での緊急時の対応などの説明を行い、協力を求めることも有効である。



写真 4-1-1 名札の着用例

・名札を着用してもらうことにより、不審者とゲストを識別することが可能となる。

第4章

(3) 見通しと「人の目」の確保

受付は、事務室の一部などに配置し、他の仕事をしながらでも、対応する人が常時いる位置に計画することが重要である。

カーテンや掲示物等に妨げられることなく、見通しの利く開口部とし、誰でも気軽に立ち寄れるように計画することが重要である。

やむを得ず、周囲からの見通しと「人の目」が確保されにくい位置に受付を設置する場合には、インターホンやセンサー、防犯カメラ等を活用することが有効である。



写真 4-1-2 親しみやすい受付

・植物や小物を活用し、誰でも気軽に立ち寄れる雰囲気としている。

(4) 通報体制

受付に不審な人物が現れた場合の対応が適切に実行できるよう、マニュアルの作成や訓練などを行い、対応に要する時間並びに関係機関や地域との連携方法などを確認しあうことが重要である。

4 - 2 窓・出入口

- (1) 接地階に位置する教室、廊下等の窓・出入口については、容易に破壊されにくいものとするよう留意するとともに、非常時の避難にも配慮しつつ、適確な施錠管理を行うことが重要である。
- (2) 職員室や事務室等の建具のガラスを透明なものとし、教職員等の視線が常に周囲に行き届き、校内の状況を把握できるようにすることも有効である。

(1) 室内からの視認性の確保

教室内の椅子に座っている児童生徒等から、外や廊下など周辺の様子が感じられ、緊急時にどの方向へ避難すべきか判断がつくよう、室内からの視認性を確保することが重要である。

教室のドアまで不審者が近づいてきているのに気がつかないという事態を避けるため、ドアや廊下の壁の一部を適切な強度を持ったガラス等で計画し、見通しが利くようにすることも有効である。

事務室や職員室等の教職員や大人が比較的集まる場所は、常に周囲の様子を把握できるように視認性を確保することが重要である。

調理室や主事室など、これまで比較的校舎の裏手に位置し、視認性が意識されてこなかった室も、学校の裏手への視認性の確保に有効となる。

視認性を確保できない場合には、改修等によって視認性を確保したり、防犯カメラやセンサー、カーブミラーを設置したりする方法も有効である。



写真 4-2-1

職員室からの視認性の確保の例

- ・教職員諸室の壁もガラスにすることで、視認性を高めることができる。

第4章



写真 4-2-2

校長室からの視認性の確保の例

- ・校長室の窓からグラウンドや人の出入りが十分見渡せる。



写真 4-2-3

調理室からの視認性の確保の例

- ・調理室等から学校内を見渡せる。

(2) 複数の出入口

火災・地震・不審者侵入に備え、複数のドアから複数の避難方向を確保することが望ましい。また、不審者侵入に対しては、内側から施錠コントロールできる事が望ましい。

(3) 建物の出入口

玄関及び非常口については、利用状況及び管理体制等を考慮した上で、時間帯に応じた開閉及び施錠方法について検討することが重要である。玄関は、扉に透明なガラス面を大きくとる等、受付から来訪者が見通せる構造にすることが望ましい。扉にガラスを使用する場合は、事故防止及び侵入防止のため、容易に破壊されにくいガラスや防犯フィルムを使用することが望ましい。

校庭に面した教室の出入口については、侵入防止のため、適確な施錠管理を行うことが重要である。また、外部からの侵入者が接近しにくいように、管理諸室等からの見通しを確保することや、外部に面した教室の出入口の前に植栽を配置することも有効である。

渡り廊下への出入口等、常時開放状態にしておく必要のある出入口については、周囲の教室等からの見通しを確保するとともに、不審者を識別することができるように、ゾーニングを明確にし、動線計画を工夫することが重要である。具体的には、来訪者が利用する門からの通過動線が当該出入口に接近しないよう、動線計画や路面の舗装、植栽帯・柵等の設置について検討することが有効である。また、必要に応じて防犯カメラ等の設置を検討することも有効である。



写真 4-2-4 視認性が高い出入口の例
・玄関の扉をガラスにすることによって、高い視認性を確保している。



写真 4-2-5 教室の外部出入口付近の植栽の例
・侵入者が接近しにくいよう、外部に面した教室の出入口の前に植栽を配置している。

(参考) 防犯性能の高い建物部品について

工具類等の侵入器具を用いた侵入行為に対して建物部品が有する抵抗力が高いものとして、防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議が防犯性能試験を実施した上で指定したドア、錠などのこと。

(出典：「防犯性能の高い建物部品の開発・普及の今後の在り方」平成16年3月 防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議(警察庁、国土交通省、経済産業省、関連団体))

【参照】http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki19/tatemonobuhin_index.htm

第4章

4 - 3 避難経路

- (1) 非常時に児童生徒等が迅速に避難できるよう、複数の避難経路を確保する等の配慮が重要である。
- (2) 通常の施錠管理を確実に行うとともに、火災や地震等の避難時には内側から簡単に解錠できる構造にも留意することが望ましい。

(1) 経路の設定

避難経路は可能な限り、日常と同じ経路を使うことが望ましいが、日常使用しない階段については、施錠管理によって不審者の侵入から守ることが重要である。

わかりやすい避難経路であるとともに、複数の経路で避難することを念頭に計画することが重要である。犯罪企図者に対しては、必ずしも避難階への避難方向が望ましいとも限らないため、様々な想定をたてて避難の経路を検証することが重要である。

避難経路は、教職員等が低学年の児童や幼児を誘導しやすいものとするとともに、児童生徒等にとっても把握しやすいものとなるよう、十分な検討を重ねることが重要である。

(2) 避難階の出入口管理

非常口については、出入口からの犯罪企図者の侵入を防ぐため、死角にならない十分な配慮を行うとともに、扉を常時閉鎖し施錠しておくことが重要であるが、非常時の避難に配慮し、適切な施錠管理を行うことも重要である。具体的には、内部からはサムターン等により解錠できる自動施錠機能付きの扉を設置することが望ましい。

アラーム付きの非常錠や火災警報との連動、地震の震動等で解錠する機能の施錠装置を設置することも有効である。



写真 4-3-1

避難階段における侵入防止対策の例
・避難階段の出入口は、見通しのきく扉や乗り越えにくい侵入防護柵等、死角にならない配慮をしつつ、外部からの侵入も防いでいる。

(3) サイン計画

学校施設の複合化や地域開放に伴って、様々な人の学校施設の利用が想定されるため、避難経路について誰もがわかるようにサイン計画等で明快に示すことが重要である。また、学校開放時における避難経路に不都合がないかについても、確認することが望ましい。